

神田警察通り周辺まちづくり検討部会設置要領

令和元年 10 月 1 日 31 千環地ま発第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神田警察通り周辺まちづくり検討部会（以下「部会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 平成 25 年 3 月に策定された「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿ったまちづくりの目標の実現に向けた検討を行うため、神田警察通り沿道整備推進協議会設置要綱（平成 23 年 9 月 7 日付 23 千ま神地発第 31 号）第 8 条に基づき、部会を設置する。

(検討事項)

第 3 条 部会は、ガイドラインに基づき、次の事項について検討する。

- (1) 神田警察通り周辺地域のまちづくりに関すること。
- (2) 神田警察通り周辺地域のエリアマネジメントに関すること。
- (3) その他、部会が必要と認めること。

(構成)

第 4 条 部会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、前条の検討が終了する日までとする。

(部会長)

第 5 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第 6 条 部会は、部会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対して、部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、環境まちづくり部地域まちづくり課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等必要な事項については、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表

神田警察通り周辺まちづくり部会委員の構成

	所 属	役 職 名	備 考
委員	学識経験者		
委員	一神町会		
委員	錦町三丁目第一町会		
委員	神田錦町二丁目町会		
委員	錦町一丁目町会		
委員	内神田美土代町会		
委員	司町一丁目町会		
委員	司町二丁目町会		
委員	内神田旭町々会		
委員	多町一丁目町会		
委員	多町二丁目町会		
委員	神田鍛冶三会町会		
委員	内神田鎌倉町会		
委員	千代田区	まちづくり担当部長	
委員	千代田区	景観・都市計画課長	
委員	千代田区	道路公園課長	
委員	千代田区	基盤整備計画担当課長	
委員	千代田区	神田地域まちづくり担当課長	
事務局	千代田区	地域まちづくり課長	